

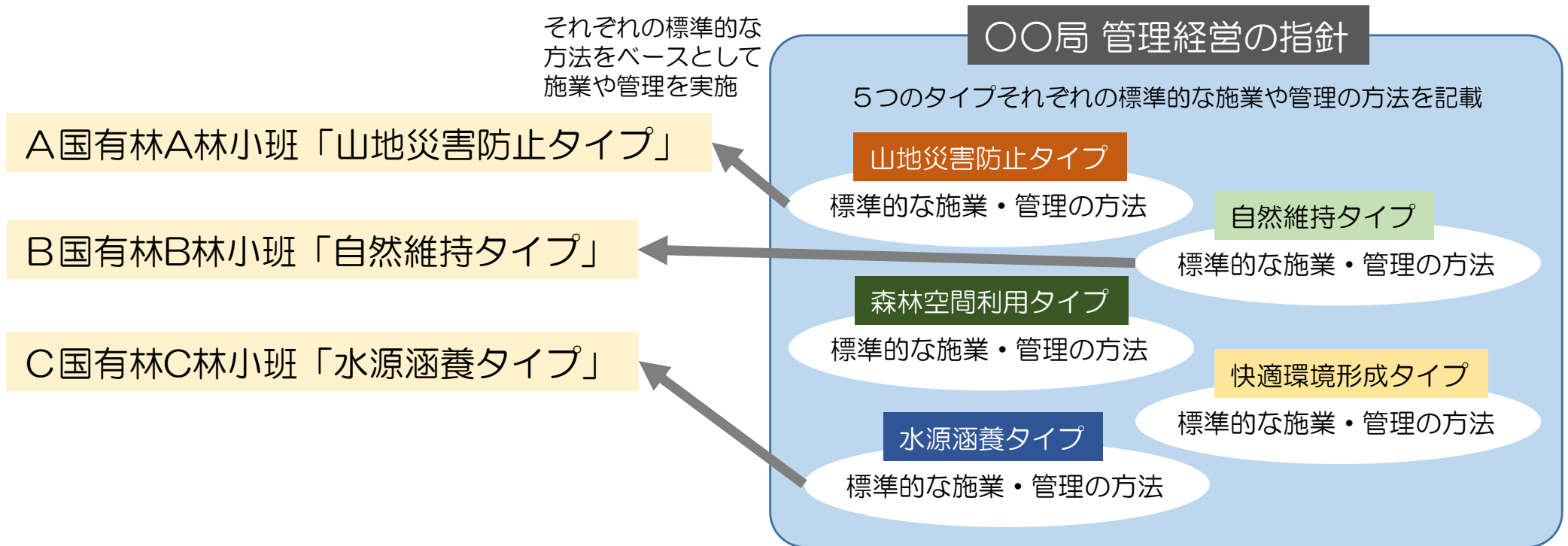
令和5年度地域管理経営計画等に関する有識者懇談会  
「管理経営の指針」の改定（案）について

令和6年2月21日  
近畿中国森林管理局

# 管理経営の指針について

## 1. 「管理経営の指針」について

- 国有林野の管理経営については、重点的に発揮させるべき機能を基に5つのタイプに類型化を行っており、それぞれのタイプの森林で行うべき「標準的な施業や管理の方法」を定めています。
- 「管理経営の指針」は、各タイプの「標準的な施業・管理方法」をとりまとめたもので、全国の森林管理局それぞれで作成されています。
- 個々の国有林野は、5つのタイプのいずれかに区分されており、「管理経営の指針」に記載されている標準的な方法をベースとして、それぞれの施業・管理を行っています。



# 管理経営の指針の改定（案）

## 改定の背景

### ○ 国有林野の管理経営に関する基本計画の改正（令和5年12月策定）

森林・林業施策全体の推進への貢献

- ・「新しい林業」の実現に向けた取組の展開、担い手の育成、国産材の安定供給体制の構築等が課題

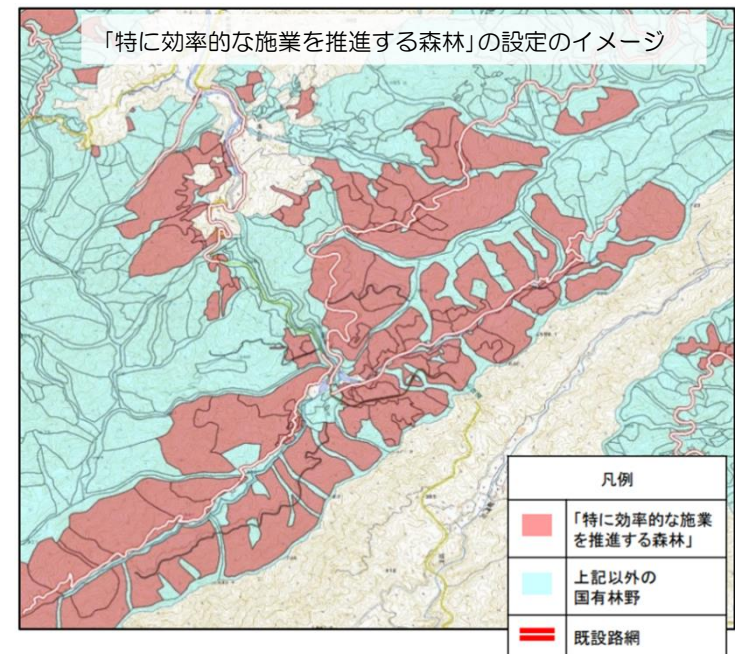
公益重視の管理経営を推進しつつ、上記の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や民有林関係者への普及、担い手の育成等の取組を効果的に進めるため、林地生産力や地形等の自然条件や路網整備状況等の社会的条件が良い人工林を特定

#### 「特に効率的な施業を推進する森林」の設定

- ➡ 水源涵養タイプの人工林のうち、林道等からの距離が近く、地位が比較的高く、急傾斜地以外の森林を設定

#### 「特に効率的な施業を推進する森林」での取組

- ➡ 自然条件等の良い人工林であることから、水源涵養機能の発揮に支障を生じさせない範囲で以下の取組を推進
  - ・造林の省力化・低コスト化等の「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の実施や現地検討会を通じた民有林関係者等への普及
  - ・事業発注を通じた林業事業者の育成
  - ・樹木採取権による林業経営体の経営基盤の強化や分収造林活用した経営規模拡大の支援等



これらの取組を通じて、地域の国産材の安定供給体制の構築や将来的な森林吸収量の確保・強化にも貢献

新たな「国有林野の管理経営に関する基本計画」に示された「特に効率的な施業を推進する森林」における適切な施業を担保するため皆伐箇所の分散に特に留意することを、管理経営の指針に追記。